

## はじめに

初めまして。杉江海原（すぎえうなばら）と申します。このたびは本書を手にとっていただきましてありがとうございます。

私は、1976年生まれ、東京都品川区出身、家族は妻と息子の3人家族です。20歳のときに保育士免許を取得し、その後主に学童保育・児童館、そして保育園と、約16年間保育の現場で仕事をしてきました。

2013年に独立し、民間学童保育を共同で起業。2015年1月からは運営企業の代表取締役を約5年間務めていました。2020年1月からは新たに保育分野に特化したコンサルティング事業にチャレンジしたいと決心。保育専門コンサルタントと人材紹介エージェント、さらには保育ブログの執筆という活動をフリーランスという形で行っています。

簡単にまとめますと、「保育業界に携わり25年。トイレ掃除から現場の保育、経営者まですべてのポジションを経験した人間」という、保育業界でも非常に珍しい人間になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本書のテーマである民間の放課後児童クラブ（以下、本書では「学童保育」という）は、この10年くらいの間で急速に増えてきました。現在、一都三県、大阪、名古屋、福岡等に住んでいる方は、株式会社が運営する学童保育がどんどん増えてきている印象があると思います。

東京都では、15年ほど前に某大手鉄道会社のグループ会社が民間学童保育事業を開始し、先駆者的な存在として事業を成長させ、

現在の民間学童保育の地位を確立しました。そこから様々な業種の企業が民間学童への参入を果たしてきました。以下の業種が、主に挙げられます。

- ・鉄道系の企業
- ・学習塾系の企業
- ・フィットネス系の企業
- ・保育園など、保育系の企業
- ・個人も含む独立系のベンチャー
- ・その他、(主に地方などで) 保護者会などの住民団体

では、保護者会などの住民団体による学童を除いて、なぜこれだけたくさんの民間企業運営の学童保育が増えてきたのでしょうか。理由は個別にはいろいろとありますが、大きなものは以下に集約されます。

- ・社会のニーズが変わり、公立学童保育だけだとニーズを満たすことができなくなってきた。そのニーズの変化からビジネスチャンスが生まれた。
- ・鉄道系では沿線地域の価値を上げること、塾系やフィットネス系は現在の顧客の囲い込みをし、お互いを補完し合えることなど、自社の事業との親和性が高い。
- ・資格や条件が必要ないなど、参入障壁がとても低い。

具体的に説明しますと、まず社会のニーズとは、急激に増えた女性の社会進出が挙げられます。フルタイムで働く女性が増え、「18時頃に閉室、食事の提供はなし」という公立学童のシステムが多くの家庭にマッチしなくなってきたということです。さらに、子どもたちへの凶悪な犯罪も増えてきて、保護者の皆さんが学校や自宅へ

の行き帰りに大きな不安を抱くようになりました。また、子どもに対する教育熱の高まりもあり、様々な勉強のカリキュラムを提供する株式会社の民間学童保育がそのニーズに応える形となり、増えてきたのだと推測します。

次に、自社の事業に対し、非常に親和性が高く、学童保育を運営することで事業の相乗効果があることが挙げられます。さらには、民間学童保育事業への参入障壁の低さも急激な増加に拍車をかけています。

民間学童保育の開業にあたり、個人や法人の法的な届出や資格は、基本的には必要ありません。働く指導員の中には、保育士や教員免許、幼稚園教諭の資格を持っている方も多いかと思いますが、それはあくまでも企業側の専門性を高める努力として行っていることで、法律の縛りは一切ありません。

事業を経営していくということはもちろん厳しいことですが、逆に言いますと、法律の縛りが一切ないため、自由なサービス設定ができることも急増の大きな要因かと考えます。

さて、本書は主に「民間学童保育の開業」と「その後の安定した経営」に向けて、やるべきことを様々な角度から解説し、今まさに民間学童保育を開業しようとしている法人・個人の方に読んでいただき、事業を成功へと導いていただくためのものです。

第1章は学童保育全体についての理解を深めていただき、第2章以降からは開業に必要な具体的な内容について解説していきます。また、章の間にはコラムとして、筆者の経営者時代の失敗談などを掲載していますので、本書をお読みの方は同じ失敗はしないように、参考にしていただければと思います。

参入障壁が低く、経営の自由度が高い民間学童保育。皆さんの夢

を形にし、子どもたちの成長に寄与できる素晴らしい保育制度ですが、経営は決して甘くはありません。公立学童や他の民間学童とライバルも多く、ボーっとしていても絶対にお客さんは入ってくれません。毎日毎日、絶え間ない努力が必要になってきます。その辺りの厳しい現実についても執筆しましたので、是非とも参考にしてください。

では、民間学童保育を成功に導くための第一歩を踏み出してください！

2021年12月 杉江海原

# CONTENTS

はじめに..... 1

## 第1章 学童保育の全体像を知ろう

1	学童保育の始まり.....	18
2	学童保育とは .....	21
(1)	事業目的（根拠法）	22
(2)	放課後児童健全育成事業の役割	22
(3)	児童期の遊びと発達について	23
3	登録児童数.....	24
4	名称について .....	25
5	「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」の違い...	25
6	学童保育の運営形態 .....	27
(1)	学童保育の運営形態の種類	27
(2)	公設民営学童、民間学童とは？	27
(3)	公設民営学童経営のメリット・デメリット	28

(4) 民間学童保育経営のメリット・デメリット	30
(5) どちらを選ぶべきか	32
<b>7 学童保育の賃金問題</b>	32
<b>コラム</b> 民間学童保育事業への企業参入例	34

## 第2章 民間学童保育を開業しよう！

1 開業に最低限必要な要件	38
2 最初に必要なもの	38
3 事業資金の準備	39
4 場所を決める	41
(1) 駅前か？ 住宅街か？	41
(2) 小学校は周りにいくつあり、かつそれぞれ何人在籍しているか？	42
(3) 地域の世帯年収はいくらか？	42
(4) 近くに同業の学童保育、学習塾がそれぞれいくつあるか？	43
(5) 学童保育運営ができそうな自社（個人）物件を持っているか？	43
(6) 迷ったら土地勘のある場所！	44
5 事業内容を決めると同時に、料金表を作成する…	45

(1) 事業内容を決める	45
(2) 料金表の作成	46
<b>6 専用のウェブサイトを立て上げる。宣伝活動をするための販促物を用意する</b>	48
<b>7 開設までの宣伝活動</b>	50
<b>8 開設前の従業員の採用</b>	52
<b>9 必要備品の購入</b>	53
<b>10 開業費について</b>	54
(1) 賃貸物件を借りる場合の開業	55
(2) 自社物件をすでに持っている場合の開業	56
(3) 【結論】イニシャルコストの負担は少ないが、ランニングコストの負担が大きい	57
<b>11 保険について</b>	58
<b>コラム</b> 杉江流マーケティングの考え方	59

## 第3章 民間学童保育の採用・育成

<b>1 最強の採用方法はスカウトと紹介</b>	64
<b>2 スカウト以外の一般的な採用方法</b>	65
(1) まずは無料のハローワークへの掲載	65
(2) 同時に民間の有料求人サイトへの掲載	65

(3) 自社ウェブサイト内への求人掲載	67
<b>3 民間学童スタッフの採用基準</b>	68
(1) 素直さが見える人	68
(2) 明るい雰囲気の人	68
(3) 保育歴があり過ぎない人	69
(4) 子どもが好き過ぎない人	69
<b>4 採用のまとめ</b>	70
<b>5 民間学童保育の施設長候補の人材育成</b>	70
(1) 常に部下ファースト、利用者ファーストで運営を行うことを伝える	71
(2) 前向きなミスをしてよいというメッセージを伝える	72
(3) 施設長候補本人の夢を叶えられる環境をつくる	73
<b>6 非常勤スタッフ(パートスタッフ)の人材育成</b>	73
(1) 主婦(夫)を中心に採用する	74
(2) 主婦(夫)に働きやすい職場環境をつくる	74
(3) 常勤スタッフのサポート役になるので、迷わないような作業マニュアルの作成	75
<b>7 人材育成のまとめ</b>	75



## 第4章 民間学童保育の広告・宣伝・集客

- 1 最強の集客ツールは口コミです ..... 78
- 2 年間計画を作る ..... 78
- 3 ウェブサイトやブログ等で自施設の情報の発信... 80
  - (1) ウェブサイトの作成（チラシ・パンフレットも） 80
  - (2) ウェブサイトにワードプレス（WordPress）を埋め込み、自施設のイベントの様子などを発信する 81
  - (3) SNS を使い発信する（Twitter・Instagram など） 83
- 4 説明会・体験イベントの開催 ..... 84
- 5 近隣へのチラシのポスティング ..... 85
- 6 保育園、幼稚園へ営業 ..... 89
- 7 資料請求のセットを作り、ウェブサイトです受付... 90
- 8 宣伝活動でやらないほうがよいこと ..... 91
- 9 事業内容の見直し・修正・追加 ..... 92

## 第5章 民間学童保育の入所説明会の開催

- 1 保護者の気持ちに寄り添った説明会を行うことを目指す... 94

2	学童保育の全体の内容やルールをしっかりと伝える	94
(1)	学童保育についての説明	95
(2)	登降室のルール	95
(3)	出欠席の連絡について	95
(4)	アレルギー対応	96
(5)	写真撮影の可否	97
(6)	オプション料金が発生する場合、延長保育、ルール	97
(7)	保険について	97
(8)	緊急時の対応	98
(9)	新型コロナウイルスはじめ感染症時の対応	98
(10)	薬の扱い	100
(11)	春休みの予定	100
(12)	お弁当について	100
(13)	ケンカやトラブルについて	101
(14)	登室初日の持ち物	102
(15)	学童と学校に通うイメージを掴んでもらう	102
3	質疑応答について	103
4	裏技的な手法	104

## 第6章 民間学童保育の運営の基本

1	運営の基本的な考え方	106
---	------------	-----

(1) とにかく安全が第一	106
(2) 子どもたちが安心して過ごすことができる場	106
(3) 保護者が安心して預けることができる場	107
(4) その上で、従業員や経営者の夢や理想を叶えていく場	108
<b>2 主な注意点</b>	108
(1) 施設の危険箇所の点検と安全な運営内容	109
(2) リスクマネジメントについて	109
(3) 従業員がやりがいを持って働きやすい職場づくり	110
<b>3 保護者との関わり方</b>	114
(1) 普段のコミュニケーション手段	115
(2) 関係性の構築方法	115
(3) 個別対応（特別な対応）	117
<b>4 運営例（1日の流れ）</b>	118
<b>コラム</b> 学童職員は午前中は何をやっているの？	120

## 第7章 民間学童保育の経営

<b>1 経営の基本</b>	126
<b>2 大前提として、事業を継続していくこと</b>	126
<b>3 事業継続のためにやること</b>	127

- (1) 集客 (= 民間学童の売上げの根幹) 127
- (2) サービスの質の向上 127
- 4 従業員が安心して長期間働ける環境づくり**…… 128
  - (1) 給与のアップ 128
  - (2) 休憩がきちんと取れる 129
  - (3) 気兼ねなく休める 130
  - (4) 大切な存在として受け入れる 130
- 5 利益を残す。事業として採算を取る** …………… 130
  - (1) 経費の削減 131
  - (2) 適正な料金設定 132
- 6 非常時のリーダーシップ** …………… 132
- 7 拡大の誘惑に吞まれない** …………… 133
- 8 まとめ** …………… 134

## 第8章 民間学童保育のブランディング

- 1 筆者が経営していた学童保育のブランド** …………… 136
- 2 民間学童保育のブランド構築方法** …………… 137
  - (1) 毎日、質の高い接客・サービス提供を続ける 137

- (2) 毎日受ける要望を正面から受け止め、常に改善できるものはないかと探り、改善を繰り返す 137
- (3) 常に新しい価値を提供することを考え、思い付いたサービスをどれだけ提供し続けるか？ 138
- 3 ブランドを構築することができるか？ … 139
  - (1) 自社の理念に共感したファンが集まりやすくなる 139
  - (2) 現在の利用者が口コミで良い噂を広めてくれる 139
- 4 まとめ …………… 140
- 5 公設民営学童保育のブランディング（ブランド構築）について …………… 140

## 第9章 民間学童保育を自宅開業する方法

- 1 自宅開業のメリット …………… 144
  - (1) 大幅な経費の削減 144
  - (2) 自由にレイアウトできる 145
  - (3) 土地勘がある 145
- 2 自宅開業のデメリット …………… 145
  - (1) 持ち家取得のハードル 145
  - (2) プライベートと職場の境界線がない（自身・家族） 145
  - (3) 場所を選べない 146

3	自宅開業の具体的な始め方～開業準備前にすべきこと～	146
(1)	家族の説得	146
(2)	個人事業の開業届（あるいは法人登記）	146
4	自宅開業の具体的な始め方～具体的な開業準備の方法～	147
(1)	税理士・社労士への相談	147
(2)	保育内容・料金表の設定	148
(3)	必要に応じて学童用にリフォーム	148
(4)	必要備品の購入	149
(5)	集客・宣伝活動	149
5	自宅開業の運営のコツ	151
(1)	一番大切なことは、何でも一人でやるんだという経営者の覚悟	151
(2)	当初は会員5名を目指し、将来的には最大で15名くらいの会員を設定し集客をする	152
6	まとめ	153

## 第10章 民間学童保育の起業・経営の際の失敗について考える

1	失敗の確率が高まること	156
(1)	社会貢献という意識が強すぎる	156
(2)	すぐに儲かると考える	156

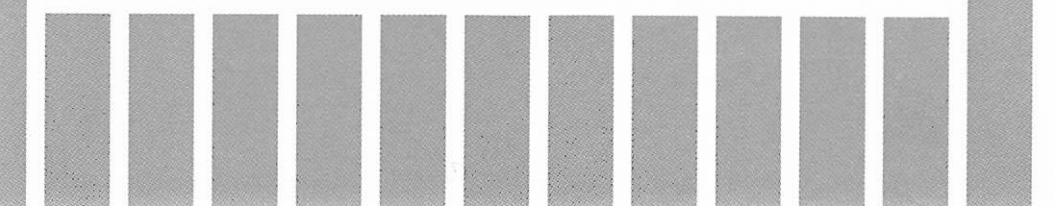
(3) 集客の厳しさを理解していない	157
(4) 保育士という職業に抱く幻想	158
(5) 女性中心のチームのマネジメントへの準備不足	159
(6) 家族を説得しないで始める／友人同士で起業する	160
<b>2 筆者の経営者時代のしくじり談</b>	162
(1) 開業前①：開業時の集客作業を甘く見ていたため、スタートダッシュに失敗してしまった	162
(2) 開業前②：料金設定を怖がってしまった	162
(3) 開業後①：ようやく黒字化できた瞬間、油断してしまった	163
(4) 開業後②：全く当たらなかった新サービス	164
<b>3 失敗から学んだこと</b>	165
<b>コラム</b> 民間学童保育を運営(経営)していて心から感動した話	166
おわりに	170



## 第1章

# 学童保育の 全体像を知ろう

本章では、民間学童保育を開業する前に、まずは学童保育全般について理解を深めてもらいたいと思います。





# 1 学童保育の始まり

まずは学童保育の歴史から学んでいきましょう。次の年表をご覧ください。

## ○学童保育の始まり

明治 37 (1904) 年 兵庫県神戸市婦人奉公会が幼児を対象とする「児童保管所」の延長として学童保育を実施

昭和 27 (1952) 年 大阪府の幼児向け保育所である今川学園が卒園児の受け入れ先として学童保育を実施

昭和 33 (1958) 年 東京都豊島区の保育所と自治会が連携し、単独施設の学童保育を実施

## ○公的支援の開始

### 【自治体による公的支援】

昭和 38 (1963) 年 共働き家庭の増加に伴う「かぎっ子」の対策として、東京都が各区で 30～50 人規模の学童保育を実施するための補助事業を開始

昭和 40 年代 父母と指導員による東京都学童保育連絡協議会を昭和 37 (1962) 年に設立したことを契機に、学童保育の向上・改善のための全国的な運動母体として、全国の都市部でも学童保育連絡協議会を設立

- 昭和42(1967)年 全国学童保育連絡協議会を設立  
【国による公的支援】
- 昭和41(1966)年 「かぎっ子」の「非行防止」のため、  
文部省が「留守家庭児童会育成事業」  
を開始
- 昭和44(1969)年 文部省が「校庭開放事業」を制度化
- 昭和45(1970)年 文部省が「留守家庭児童会育成事業」  
を「校庭開放事業」に統合し、「留守  
家庭児童会育成事業」の補助を打ち  
切り
- 昭和48(1973)年 全国学童保育連絡協議会が学童保育  
の制度化を求め請願を国会へ提出
- 昭和51(1976)年 厚生省の4つの事業で構成される「都  
市児童健全育成事業」を創設。その  
1つとして「児童育成クラブ(学童  
保育)事業」を開始

### ○学童保育の法制化

- 平成元(1989)年の「1.57ショック」、平成6(1994)年  
の「子どもの権利条約(平成元(1989  
年)年採択)」批准を契機に、「かぎっ  
子」の「非行防止」から「少子化」  
対策へ転換
- 平成3(1991)年 厚生省が「都市児童健全育成事業」  
を発展的に廃止。「放課後児童クラブ  
(学童クラブ)」を設置するため、学  
童保育に特化した「放課後児童対策  
事業」を実施

平成6（1994）年 厚生省が「エンゼルプラン」を策定し、5年間における放課後児童クラブの増設目標を設定

平成9（1997）年 厚生省による児童福祉法の改正に伴い、学童保育を「放課後児童健全育成事業」として法制化。おおむね10歳未満の留守家庭児童に対する公的事業として実施

平成14（2002）年度からの学校完全週5日制を契機に、児童に様々な体験の場や機会を与えるため文部科学省が「新子どもプラン」を策定

平成16（2004）年 文部科学省が「地域教育力再生プラン」を策定し、全児童を対象とした「地域子ども教室推進事業」を開始

#### ○学童クラブの設置・運営基準の制定

平成19（2007）年 厚生労働省と文部科学省が「放課後子どもプラン」を策定。放課後児童クラブ（学童クラブ）の質の向上に資することを目的とした「放課後児童クラブガイドライン」が制定

平成26（2014）年 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（省令基準）が策定。「放課後児童クラブガイドライン」が廃止され、新たに「放課後児童クラブ運営指針」が策定

平成27（2015）年から本格施行の「子ども・子育て支援新制

<p>平成 29 (2017) 年</p>	<p>度」において、放課後児童クラブの対象年齢を「おおむね 10 歳未満」から「小学生」に拡大                  全国知事会・全国市長会・全国町村会が内閣府に省令基準の「従うべき基準」の廃止または参酌化を提案（地方分権提案）。平成 30 (2018) 年に省令基準を改正</p>
<p>令和元 (2019) 年</p>	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を制定。省令基準を参酌しつつ、市町村が条例で定めるところにより、事業の質を担保した上で地域の実情に応じた運営が可能となった</p>

参照：練馬区こども家庭部こども施策企画課 保育の歴史とこれから～長期的な視点から保育サービスを考えるために～

明治時代にはすでに必要と思った人が学童保育を始めていたことがわかります。そして、徐々に法の整備が進み、現在に至っていることとなります。

## 2 学童保育とは

学童保育について、2015年に厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、抜粋した形で解説したいと思います。

## (1) 事業目的（根拠法）

学童保育の根拠となる法律は、児童福祉法第6条の3第2項（放課後児童健全育成事業）に規定、定義されています。

### ○児童福祉法第6条の3第2項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

## (2) 放課後児童健全育成事業の役割

「放課後児童クラブ運営指針」では、放課後児童健全育成事業の役割は次のように示されています。

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最

善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

このように学童保育は、児童福祉法において定義され、事業であることが認められています。また、「放課後児童クラブ運営指針」では具体的な事業内容や機能役割についても明記されています。

つまり、保育に欠ける小学生に対し、集団生活の中で遊びや活動を提供し、安全で健康的に過ごしてもらふ事業だということがわかります。

### (3) 児童期の遊びと発達について

「放課後児童クラブ運営指針」では、学童に通う子どもたちの遊びと発達について、次のように書かれています。

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

学童保育で行う遊びの意義やそれが発達にどう寄与をしていくのか、ということが具体的に書かれています。

「放課後児童クラブ運営指針」には、他にも色々と学童保育についての国の指針が書かれています。興味のある方は、起業前にご覧になり、理解を深めていただければと思います。

※厚生労働省「放課後児童クラブ運営方針」

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyoka/0000080763.pdf>

### 3 登録児童数

学童保育の登録児童数は、厚生労働省が以下の報告をしています。

◎登録児童数（令和2年7月1日時点）

1,311,008人【前年比11,701人増】(令和元年:1,299,307人)

## 《著者略歴》

### 杉江 海原（すぎえ うなばら）

1976年8月20日生まれ

東京都立大田高等保育学院卒

U.N.A 代表。保育コンサルタント／人材紹介エージェント／保育士（元学  
童経営者）

6～9歳の時に、自身も学童保育に通う。

専門学校卒業後、主に東京都内の公立学童保育・児童館、社会福祉法人の  
保育園にて勤務。

大手保育運営会社・公立学童施設長を経て、2013年4月に独立。都内にて  
民間学童保育を創業

2015年1月より法人化に伴い代表取締役社長に就任

2019年7月より人材紹介業開始

2019年12月に同社代表取締役退任

2020年1月より現職

主に学童保育や認可保育園の開業支援を中心に、保育施設や保育運営本部  
への研修の講師などを務める。その他コンサルティング会社やリサーチ会  
社へのアドバイザー、商品やサービスの保育施設への導入の際のアドバ  
イザーなども行っている。

また、現在自身ウェブサイト兼ブログサイトの「U.N.A 保育ブログ」を運営。  
Twitter も含め定期的に保育事業全般について発信をしている。

#### ● U.N.A 保育ブログ

<https://unablog.jp>

#### ● Twitter

[https://twitter.com/unabara\\_s](https://twitter.com/unabara_s)